

リース譲渡に係る収益及び費用の益金及び損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度
 法人名 ()

別表十四(六) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

リース譲渡を行った事業年度又は連結事業年度		：	：	：	：	：	：	当期分	計
リース譲渡の対価の額	1	/	/	/	/	/	/	円	/
リース譲渡の原価の額	2	/	/	/	/	/	/		/
収益の額の計算	利息相当額 (1) - (2) × $\frac{20}{100}$	3	/	/	/	/	/		円
	利息相当額の前期からの繰越額 (前期の(6))	4	円	円	円	円	/		
	当期に帰せられる利息相当額	5							
	利息相当額の翌期への繰越額 (3)又は(4) - (5)	6							
	当期のリース譲渡に係る元本相当額 (1) - (3)	7	/	/	/	/	/		
	元本相当額の前期からの繰越額 (前期の(10))	8						/	
	当期に帰せられる元本相当額	9							
	元本相当額の翌期への繰越額 (7)又は(8) - (9)	10							
	当期益金算入額 (5) + (9)	11							
	当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る収益の額	12	/	/	/	/	/	/	
益金算入不足(超過)額 (11) - (12)	13	/	/	/	/	/	/		
費用の額の計算	当期のリース譲渡に係る原価の額 (2)	14	/	/	/	/	/		
	原価の額の前期からの繰越額 (前期の(17))	15						/	
	当期に帰せられる原価の額	16							
	原価の額の翌期への繰越額 (14)又は(15) - (16)	17							
	当期損金算入額 (16)	18							
当期の損益計算書に計上されたリース譲渡に係る費用の額	19	/	/	/	/	/	/		
損金算入不足(超過)額 (18) - (19)	20	/	/	/	/	/	/		

別表十四（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第63条第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定するリース譲渡について同項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第63条第2項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額及び個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。